

2026年 10月 1日

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟

登録会員各位

Tashkent 2027 World Para Athletics Championships

日本代表役員選考方針について

一般社団法人 日本パラ陸上競技連盟

2027年6月19日～6月27日にかけて「Tashkent 2027 World Para Athletics Championships タシュケント2027世界パラ陸上競技選手権大会」が開催されることがWorld Para Athletics より公表されました。

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（以下、当連盟）は、「タシュケント2027世界パラ陸上競技選手権大会日本代表選手団編成方針」に従い、下記の選考方針に従い役員選考を行い、派遣します。

記

1. 日本代表役員選考方針

- (1) タシュケント2027世界パラ陸上競技選手権大会日本代表選手団役員は、選手の障がいの種類・程度や性別等に配慮し、選手が最高のパフォーマンスを発揮できるようにサポートできる者とする。
- (2) 代表選手の出場種目、障がい程度を考慮し、「タシュケント2027世界パラ陸上競技選手権大会日本代表選手団編成方針」にて目的とするメダルポテンシャルアスリートやそれに続く選手の国際大会経験の向上が最大限となるようにサポートするメンバー構成を行う。
- (3) 競技パートナーは選考時点までの該当選手との実績を考慮し選考する。
- (4) パーソナルコーチ等の選出は原則として金メダルポテンシャルアスリートに対して検討を行う。金メダルポテンシャルアスリートはニューデリー2025世界パラ陸上競技選手権大会の結果やWPAランキングなどにより総合的に判断する。なお、本項は金メダルポテンシャルアスリートに必ずしもパーソナルコーチ等をつけることを意味するものではない。
- (5) 同等の能力があると判断された候補者が複数いる場合は、選考時点の強化委員会委員であること、合宿などへの参加実績を考慮して選考する。

2. 選考方法

- ① 本連盟ハイパフォーマンスディレクター、強化委員長が 1. 日本代表役員選考方針に基づき、選考委員会での選手選考の後、役員を選考する。選考された役員は選考委員会にて審査を行う。選考委員会の審査を通過した役員を理事会にて承認し、決定とする。
- ② 理事会での承認段階において選手選考の変更が生じ、それに伴い競技パートナーやパーソナルコーチ等の役員選考に変更が生じる場合は、該当の役員について、①の過程を再度行う。

3. その他

- (1) 代表役員は「誓約書」に署名し本連盟に誓約書を提出すること。提出しない者は選考を取り消す。またユニフォーム規程を順守すること（日本代表ユニフォーム着用時の写真等は本連盟の許可なく使用できないので注意すること）。
- (2) 本連盟の代表役員として不適切な行動のある場合は代表役員を取り消すことがある。
- (3) 大会までに病気や故障等の医学的な問題により、代表役員としての職務を全うできない場合や、アンチ・ドーピング規則違反、その他参加が不可能な状況が発生した役員について、強化委員会と医事委員会等で協議の上、代表を取り消すことがある。この場合、選考委員会を通じて、理事会にて最終判断する。
- (4) 世界パラ陸上競技選手権大会の参加資格および実施競技が変更されるなど、本役員選考について変更する必要がある場合は、本連盟ホームページで公表する。
- (5) 登録会員が本選考方針について異議のある場合、本選考方針公表後 1 週間以内に本連盟事務局まで電子メールにて連絡することができる。異議については理事会で審議し、対応は本連盟 HP で公表する。

日本パラ陸上競技連盟事務局電子メールアドレス：jpa-jimu@para-ath.org

以上